

## トリチウム水タスクフォース 規約（案）

## （設置）

第1条 汚染水処理対策委員会の下に、トリチウム水タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

## （目的）

第2条 タスクフォースは、東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題のうち、特にトリチウム水の取扱いを決定するための基礎資料として、分離、貯蔵、放出等の様々な選択肢を抽出するとともに、それらの選択肢それぞれについて、リスク、環境影響、費用対効果等の評価すべき項目を整理し、総合的な評価を行うことを目的とする。

## （タスクフォース）

第3条 タスクフォースには主査を置く。

- 2 主査は、議長として会議の事務を整理する。
- 3 タスクフォースは、有識者、関係行政機関等から構成する。また、主査は必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。
- 4 開催日程については、事前に周知を凶るものとする。
- 5 タスクフォースは、原則として、公開で開催する。
- 6 会議配布資料は、経済産業省ホームページに公開することを原則とする。ただし、主査の判断により資料の一部を非公開とすることができる。
- 7 会議における議事概要については、会議後速やかに作成し、経済産業省ホームページに公開するものとする。
- 8 会議における議事録については、会議後速やかに作成し、あらかじめ委員に確認の上、経済産業省ホームページに公開するものとする。

## （事務局）

第4条 委員会の事務局は、内閣府廃炉・汚染水対策チーム事務局に置く。  
2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

## （雑則）

第5条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、主査が定める。